

豊橋市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市（以下「本市」という。）の発注する豊橋市総合評価競争入札実施要領に定める総合評価落札方式を除く建設工事の請負契約及び工事に伴う委託契約に係る一般競争入札のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事後審査型入札の対象)

第2条 事後審査型入札に付する建設工事及び工事に伴う委託業務は、財務部長が決定する。

(入札参加申込書)

第3条 入札参加希望者は、電子入札案件においては、電子入札システムにより当該入札案件に対し入札参加申込書を提出し、入札参加の意思を表示しなければならない。

(工事費等内訳書)

第4条 入札参加者は、初度入札時に入札価格の根拠となる工事費等内訳書（工事に伴う委託業務の入札にあつては、業務費内訳書。以下同じ。）を提出しなければならない。

(落札決定の保留)

第5条 契約検査課長は、落札候補者がいるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

2 前項の落札候補者とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者
- (2) 調査基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で、失格判断基準以上の価格をもって入札をした者
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者

(参加資格審査に必要な書類の提出)

第6条 契約検査課長は、落札候補者通知書（様式1）により、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに、一般競争入札参加資格確認申請書（建設工事の場合は様式2-1、工事に伴う委託業務の場合は様式2-2）の提出を求めるものとする。

- 2 前項の書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として 2 日（豊橋市の休日 を定める条例（平成 3 年豊橋市条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。
- 3 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に書類を提出しないとき又は参加資格の審査のため契約検査課長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（参加資格の審査）

- 第 7 条 契約検査課長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
- 2 前項の場合において、同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。
 - 3 第 1 項の審査は、入札書及び工事費等内訳書、一般競争入札参加資格確認申請書により行うものとする。ただし、必要に応じて別途資料を求めることができるものとする。
 - 4 参加資格の審査に際し、当該落札候補者の行為が悪質であると契約検査課長が認めるときは、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領に基づき不正業者として財務部長に報告するものとする。

（落札者の決定等）

- 第 8 条 契約検査課長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、低入札調査基準価格を設けた場合において、当該落札候補者が低入札調査基準価格未満の価格で入札をした者である場合は、入札参加資格を満たすことが確認された場合であっても落札者とせず、豊橋市建設工事に係る低入札価格調査実施要領（工事に伴う委託業務の入札にあつては、工事に伴う委託業務に係る低入札価格調査試行要領）の定めるところにより落札者を決定するものとする。
 - 3 契約検査課長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対してその旨を通知するものとする。
 - 4 前条の審査並びに第 1 項及び前項の通知は、第 6 条第 2 項に規定する資料提出期限の翌日から起算して原則として 3 日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、当該審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

- 5 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、豊橋市一般競争入札実施要領の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告を行う案件から適用する。

○豊 契 号 外
年 月 日

様

豊橋市長

落札候補者通知書

先般入札を行った下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので通知します。
については、一般競争入札参加資格確認申請書を提出してください。

記

1. 入 札 日 年 月 日
2. 工 事 名
3. 工事場所
4. 提出期限 年 月 日必着
5. 提 出 先 郵便番号 440-8501
 豊橋市今橋町1番地
 豊橋市役所契約検査課 担当
 電話番号

備考 工事以外の場合には、この様式に準じて作成すること。

一般競争入札参加資格確認申請書（建設工事）

年 月 日

豊橋市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

年 月 日付けで落札候補者通知のあった、 工事に係る事後審査
型一般競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

(案件に応じて記載内容を変えること)

- 1 工事の履行実績について（公告 について）
- ・ 工 事 名
 - ・ 工事場所
 - ・ 契約金額 円
 - ・ 工 期 着 手 年 月 日
しゅん工 年 月 日
 - ・ 発注機関（発注者）名
 - ・ 工事概要（公告 を満たす工事内容を記載すること。）

※証明書類を添付すること。

一般競争入札参加資格確認申請書（工事に伴う委託業務）

年 月 日

豊橋市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者

年 月 日付けで落札候補者通知のあった、業務に係る事後審査型一般競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
 なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

(案件に応じて記載内容を変えること)

- 1 業務の履行実績について（公告 について）
- ・ 業務名
 - ・ 業務場所
 - ・ 契約金額 円
 - ・ 業務期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
 - ・ 発注機関（発注者）名
 - ・ 業務概要（公告 を満たす業務内容を記載すること。）

※ 証明書類を添付すること。

- 2 配置予定技術者について（公告 について）
- （管理技術者）
- ・ 氏 名
 - ・ 生年月日
- （照査技術者）
- ・ 氏 名
 - ・ 生年月日

※ 証明書類を添付すること。